

西本 Wismettac ホールディングス 株式会社

定款

2024年3月28日

西本 Wismettac ホールディングス株式会社 Nishimoto Co.,Ltd

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、西本 Wismettac ホールディングス株式会社と称し、英文では Nishimoto Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業およびこの関連事業を営むこと、ならびに次の事業およびこの関連事業を営む国内および外国会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

1. 食品、農産物、水産物、畜産物、飲料品、酒類、食品・農水畜産業資機材、化粧品、日用雑貨品その他各種物品の輸出入ならびに販売およびマーケティング
2. 食品、農産物、水産物、畜産物、飲料品、酒類、食品・農水畜産業資機材、化粧品、日用雑貨品その他各種物品の生産ならびに製造および加工
3. 通信販売（インターネットを利用した通信販売を含む）業務
4. 食品や農水畜産物の輸出入、生産、物流等に関するシステムや技術の導入支援および食に関連する事業者に対する経営コンサルティング
5. 特許権、商標権、育成者権、食品や農水畜産物の生産等に関する技術やノウハウ等の知的財産権の取得、譲渡、利用、使用許諾、販売およびこれらの仲介、代理
6. 輸出入、販売、物流、受発注、決済処理等に関するプラットフォーム、アプリケーション、ウェブサイト、デジタルコンテンツ等の企画、設計、開発、販売、運営、管理およびこれらの事務や運営の受託、代行
7. インターネット等のネットワークを利用した情報提供サービス、情報配信サービスおよび広告サービスの仲介、代理
8. 特產品等の地域情報の提供等による国内外の地域活性化事業
9. 飲食店、レストラン、喫茶店、売店その他各種フード店の経営
10. 健康の維持、増進、病気予防等を目的とする健康管理に関する施設、機関の運営
11. 健康および衣・食・住に関連する書籍、出版物、映像ソフトウェアの企画、制作、販売
12. 医師、医療技術、医療機関に関する情報の提供およびこれらの紹介
13. 健康管理に関する人材の養成、教育およびこれらの機関の運営
14. 人材派遣業務
15. 医療機器販売業および賃貸業
16. 総合リース、レンタル業およびその取次業
17. 生命保険、損害保険その他各種保険の募集および代理店業
18. 金銭の貸付
19. 有価証券の売買および投資コンサルタント業
20. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、管理

西本 Wismettac ホールディングス株式会社 Nishimoto Co.,Ltd

- 21.駐車場の経営および管理業務の受託
- 22.前記各号に関する企画、調査、研究、研修およびコンサルティングの受託
- 23.前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を神戸市中央区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1.取締役会
- 2.監査等委員会
- 3.会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法によって行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社が発行することのできる株式の総数は、50,000,000株とする。

(単元株)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

西本 Wismettac ホールディングス株式会社 Nishimoto Co.,Ltd

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成、備置き、その他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株 主 総 会

(総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。総会を招集するには会日より2週間前までに各株主に対してその通知を発することとする。

(基準日)

第13条 当会社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。ただし、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

2. 株主総会の議長は、取締役会の決議に従い、取締役会長または取締役社長が務める。ただし、議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会の議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

西本 Wismettac ホールディングス株式会社 Nishimoto Co.,Ltd

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(総会の決議方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果等については、これを法令で定める事項を記載または記録した議事録を作成する。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会にて選任する。

2. 取締役の選任決議は、3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 当会社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

#### (取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

#### (代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から、取締役社長を1名選定する。また必要に応じ、取締役会長を1名選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。
3. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役（代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役）が招集し、議長となる。
4. 前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役（監査等委員である取締役を除く）がその職務を代行する。

#### (取締役会の招集の通知)

第23条 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### (取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることでのきる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数でこれを決する。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

#### (取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が署名または記名押印もしくは電子署名する。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬)

第27条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として、本会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者も含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に規定する最低責任限度額とする。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数でこれを決する。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が署名または記名押印もしくは電子署名する。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会にて選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬)

第37条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が、監査等委員会の同意を得てこれを定める。

(会計監査人の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会計監査人の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に規定する最低責任限度額とする。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

### (剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
3. 前2項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (配当金等の除斥期間)

第42条 剰余金の配当は当会社がその支払を開始した日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

### (法令の準拠)

第43条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。